

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

特定事業の選定

平成 25 年 7 月

上 越 市

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 上越市新クリーンセンター（仮称）

種類 一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

上越市長 村山 秀幸

(4) 事業目的

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）は、一般廃棄物等を安定的かつ経済的に焼却処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電による熱エネルギーの回収、焼却残渣の適正処分を行い、循環型社会の構築に適した処理システムの中核を担う施設の整備及び運営を行うことを目的とする。

(5) 本施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	上越市大字東中島地内
処理方式	全連続燃焼ストーカ式
処理対象物	燃やせるごみ 燃やせないごみ破碎残渣 し尿し渣、し尿沈砂 下水道し渣 動物の死骸 上記には「上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定める市が処理する産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ）を含む。また、非常時における以下の2種類も本施設の処理対象物となる。 災害廃棄物 し尿汚泥
供用開始予定	平成29年10月
施設規模	170t/日（85t/日×2炉 1日当たり24時間）
発電効率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い15.5%以上とする

(6) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はD B O方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ(以下、「落札者」という)は、建設事業者として上越市廃棄物処理施設(以下「本施設」という。)の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[SPC](運営事業者)を設立し、20年6ヶ月間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(7) 契約の形態

市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者(以下「建設事業者」という。)と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。(以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて「事業契約」という。)

事業契約の詳細については入札説明書等において示す。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成29年9月まで

イ 運営・維持管理期間 : 平成29年10月から平成50年3月まで(20年6ヶ月間)

(9) 事業期間終了後の措置

本施設は約30年間にわたって使用する予定であり、建設事業者及び運営事業者(以下総称して「事業者」という。)は、約30年間の使用を前提として設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目(平成44年度)の時点において、市及び事業者は協議を開始するものとする。

(10) 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び市が行う業務の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については要求水準書(案)に示すとおりとする。

ア 事業者が行う業務

本施設の設計に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- 3) 市の循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)申請支援
- 4) 環境影響評価書(再評価)の支援
- 5) 市が行うその他許認可申請支援

本施設の建設に関する業務

- 1) 本施設の建設

2) 建設工事に係る許認可申請等

本施設の運営・維持管理に関する業務

- 1) 受入業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 環境管理業務
- 5) 情報管理業務
- 6) 見学者対応、近隣対応等の関連業務

イ 市が行う業務

本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 用地の確保
- 2) 近隣同意の取得・近隣対応
- 3) 本施設の交付金申請手続
- 4) 本施設の設計・建設モニタリング
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

本施設の運営・維持管理に関する業務

- 1) 近隣対応
- 2) 運営モニタリング
- 3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
- 4) 残渣運搬・最終処分業務（焼却主灰・焼却飛灰の安定化处理、残渣の保管、積込、計量までは事業者の業務範囲）
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

(11) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。詳細は入札説明書等において示す。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。詳細は入札説明書等において示す。

(12) 売電収入の帰属先

運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を電力会社へ売却する。

売電収入は市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(13) 市が適用を予定している交付金について

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。交付金の申請等の手続は市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

(14) 関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(15) 事業スケジュール（予定）

ア 落札者の選定	平成26年2月
イ 仮契約の締結	平成26年5月
ウ 契約議案の議会への提案	平成26年5月
エ 事業契約の締結	平成26年6月
オ 本施設の設計・建設	平成26年6月～平成29年9月（約3年3ヶ月間）
カ 本施設の運営・維持管理	平成29年10月～平成50年3月（約20年6ヶ月間）

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。具体的には以下について評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO事業として実施することの定性的評価
- ウ 民間事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市自らが実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

1) 事業費などの算出方法

項目	市が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
設計・建設業務にかかる費用の算出方法	施設整備費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 DBO事業として実施する場合の費用は、市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が期待できるものとして設定。
運営・維持管理業務にかかる費用の算出方法	運営・維持管理業務費 ・運転経費 (光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等) ・人件費 ・維持管理費 (保守管理費、修繕更新費等) ・その他経費 (測定試験費等)	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の運営・維持管理業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 DBO事業として実施する場合の運営・維持管理業務費は、市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が期待できるものとして設定。
資金調達にかかる費用の算出方法	・交付金 ・合併特例債 ・地域づくり資金 ・一般財源	同左	<ul style="list-style-type: none"> 起債の条件(交付金対象事業費を対象) <ul style="list-style-type: none"> 充当率 : 95% (合併特例債) 償還期間 : 15年 (据置3年) 利率 : 起債の近年動向を踏まえて設定 その他(交付金対象事業費を対象) <ul style="list-style-type: none"> 充当率 : 5% (地域づくり資金) 償還期間 : 10年 (据置2年) 利率 : 無利子融資
支援業務費	・施工監理業務費	・施工監理業務費 ・運営モニタリング業務費	<ul style="list-style-type: none"> 左記2業務ともコンサルタント見積により設定。 DBO事業として実施する場合には、モニタリング業務費を設定。
売電収入	・売電収入	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の収入額は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。DBO事業として実施する場合も市が自ら実施する場合の収入額と同額と設定。
その他の費用	-	・保険料 ・SPC経費 ・開業準備費 ・運転資本 等	<ul style="list-style-type: none"> DBO事業として実施する場合は、保険料、SPC経費、開業準備費、運転資本等を設定。

2) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
割引率	4.0%	「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」(衛環第18号平成12年3月10日)より設定
物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
リスク調整値	-	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

VFM: Value for Moneyの略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、市自らが実施する場合及びD B O事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、7.97%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
公設公営方式で実施する場合 (現在価値ベース)	9,467,426 千円	・ 交付金・売電収入を控除済み
D B O方式で実施する場合 (現在価値ベース)	8,712,509 千円	・ 交付金・売電収入・税金を控除済み
V F M (金額)	754,917 千円	・ -
V F M (割合)	7.97%	・ ÷

(3) D B O事業として実施することの定性的評価

本事業をD B O方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び運営・維持管理の効率化

本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営・維持管理が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営・維持管理内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営・維持管理内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

一方、D B O方式では、プラントメーカー等を株主とするS P Cが組織され、市と運営・維持管理業務に関する契約を締結するのが一般的である。S P Cを組成する目的は、各出資企業からの倒産隔離や、経営の透明性を確保することで、事業の安定性及び継続性を高めようとするところにある。しかしS P Cの経営が悪化した場合、契約に定められた業務を履行できず、一時的又は長期的にサービスの提供が停止してしまうおそれがある。

この事態を防ぐためには、S P Cが業務を履行できるよう、出資企業に支援措置を求める必要がある。また、D B O方式は、公共が資金調達を行うため、P F I方式と異なり、金融機関による財務モニタリングが期待できない。そのため、市自らがサービスの実施状況だけではなく、財

務状況についてもモニタリングする必要がある。さらに、SPCが運営・維持管理業務を委託する企業の変更、契約解除等に係るルールを規定し、事業の安定性及び継続性の確保を図る方策について検討する必要がある。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合は、市自らが実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施するため、市は、これらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、7.97%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第6条に基づく特定事業として選定する。